

南阿蘇村農業研修生受入協議会新規就農スタートアップ支援力強化事業（新規就農者経営開始用貸出ハウス事業）要綱

（目的）

第1条 この要綱は、南阿蘇村に定住し、次世代の農業を担う新規就農者が、就農時の初期投資の支援及び円滑に経営開始が出来るよう、南阿蘇村農業研修生受入協議会（以下「事業主体」という。）が新規就農者に貸付ハウス並びに付帯施設（以下「ハウス等」という。）の適正な維持管理と運営を図るために定めることを目的とする。

（ハウス等の採択基準）

第2条 ハウス等の貸出しは、熊本県新規就農スタートアップ支援力強化事業実施要領（平成31年熊本県要領）で採択されたハウス等とする。

（所有者）

第3条 ハウス等は、事業主体の所有物とする。

2 別表のハウス等の財産処分の制限期間を過ぎた後は、事業主体とハウス等を借受ける新規就農者（以下「借受人」という。）の協議により扱いを決定する。

（借受人の資格要件）

第4条 ハウス等を借受けられる者は、次の条件を全て満たす者とする。

- （1）南阿蘇村に住所を有し、独立・自営就農である認定新規就農者
- （2）当該ハウス等を借受けて営農を開始し、経営の確立・発展に意欲のある者
- （3）賃借契約期間以上、栽培継続が可能な者
- （4）別に定めるハウス等賃借料を期限までに納めることが確実である者
- （5）経営改善等に関する指導を受入れ、改善に取り組む者

（貸付ハウス等の内容）

第5条 第2条の規定によるハウス等で、中古ハウスの修繕・移設及び新設の導入とする。

（ハウス等の用地等）

第6条 原則として借受人の所有地とするが、利用権を持つ農地（借地）でも構わない。但し、借地の場合は、農業委員会または農地中間管理機構が定める手続きにより借受けた農地とし、ハウス等耐用年数以上の賃借契約書の写しの提出を求めるものとする。

2 前項のハウス等用地を希望する借受人は、ハウス等設置申請書（様式第1号）を作成し、事業主体の会長へ申請するものとする。

3 中古ハウスの修繕・移設及び新設の導入の設計にあたっては、借受人と協議し、立地条件、利用方法、作物等を考慮し用地の選定や施行にあたる。

（申請）

第7条 ハウス等の貸付を受けようとする者は、ハウス等貸付申請書（様式第2号）を作成し、事業主体の会長へ申請するものとする。

（貸付）

第8条 事業主体の会長は、前条の規定によるハウス等貸付申請書の提出があった場合、当該申請の内容を審査の上、貸付をすることが適当と認めたときは、速やかに新規就農者経営開始用貸出ハウス賃借契約書（様式第3号）を作成し、締結するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めのない事項については、別途定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月21日から施行する。

別表（第3条関係）

ハウス等の財産処分の制限期間

処分を制限する財産の名称等		処分制限期間	
施設設備等の分類	財産の名称、構造等	新設・交換	中古補修等
栽培用施設 （ハウス）	パイプハウス（1インチパイプ以下のもの）	8年	6年
	いわゆる鉄管ハウス、角型ハウス等 （これらで補強したものを含む）	10年	8年
その他施設、 設備	換気施設、カーテン施設、灌水施設、防鳥施設等	7年	5年

* その他、財産処分の制限期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条に定める期間を準用する。

年 月 日

南阿蘇村農業研修生受入協議会
会長 様(申請者) 住所
氏名

印

ハウス等設置申請書

村内に独立・自営就農として施設園芸の営農を開始したいため、下記の土地にハウス等の設置をして頂きますよう、南阿蘇村農業研修生受入協議会新規就農スタートアップ支援力強化事業（新規就農者経営開始用貸出ハウス事業）要綱第6条第2項の規定により申請いたします。

記

認定新規就農者認定日 (認定予定日)	年 月 日		
就農日 (就農予定日)	年 月 日		
ハウス等の作物名			
ハウス等の設置場所	規模・面積	構造	種別
阿蘇郡南阿蘇大字			
阿蘇郡南阿蘇大字			
阿蘇郡南阿蘇大字			
ハウス等の設置金額	円		

○添付書類

- 1 見積書
- 2 実施設計書等（ハウス新設の場合のみ）※
- 3 平面図
- 4 土地の賃借契約書の写し
- 5 青年等就農計画認定書の写し又は青年等就農計画認定認定申請書の写し

※ハウス新設の竣工時は、出来高設計書が必要。

年 月 日

南阿蘇村農業研修生受入協議会
会長 様(申請者) 住所
氏名

印

ハウス等貸付申請書

南阿蘇村農業研修生受入協議会所有のハウス等の貸付を受けたいので、南阿蘇村農業研修生受入協議会新規就農スタートアップ支援力強化事業（新規就農者経営開始用貸出ハウス事業）要綱第7条の規定により申請いたします。

認定新規就農者認定日 (認定予定日)	年 月 日		
就農日 (就農予定日)	年 月 日		
借受ハウス等の場所	規模・面積	構造	種別
阿蘇郡南阿蘇大字			
阿蘇郡南阿蘇大字			
阿蘇郡南阿蘇大字			
ハウス等の作物名			
ハウス等の借受期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
ハウス等の借受方法	新規就農者経営開始用貸出ハウス 賃借契約書による		
賃借料の支払い方法	リース払い ・ 一括払い		
支払時期	リース払い	毎年12月20日までに南阿蘇村農業研修生受入協議会へ納付します	
	一括払い	令和 年 月 日までに南阿蘇村農業研修生受入協議会へ納付します	

新規就農者経営開始用貸出ハウス 賃借契約書

南阿蘇村農業研修生受入協議会（以下「甲」という。）と、_____（以下「乙」という。）は新規就農者経営開始用貸出ハウス並びに付帯施設（以下「ハウス等」という。）の賃貸借契約に関し、次のとおり契約する。

（目的）

第1条 甲は、次のハウス等を乙に貸付し乙はハウス等を有効活用し経営を開始すると共に、営農基盤の確立並びに経営発展を目指すものとする。

ハウス等の場所	規模・面積	構造	種別

（賃借期間）

第2条 賃借の期間は、年（年月日～年月日）とする。

2 乙は、原則として前項の機関の途中に、契約を解除できないものとする。

3 やむを得ない理由により契約を解除する場合は、甲、乙協議のうえ解決するものとする。

（貸付方法）

第3条 ハウス等の設置場所については、甲と乙の協議により決定する。

2 賃借料、支払時期・方法は、甲と乙の協議により別途書面で定める。

（共済加入）

第4条 乙は、当該施設について、甲と協議のうえ適切な施設園芸共済等に参加することとする。

（事故及び補修）

第5条 ハウス等について、自然災害及び不可抗力または故意による事故が発生し、ハウス等が破損した場合は、甲の指示に従い、乙の負担により原型に復旧するものとする。

（維持管理費）

第6条 ハウス等の維持管理に必要な費用は、乙の負担とする。

（転貸等の禁止）

第7条 乙は甲の承諾を得ることなく、この契約で賃借したハウス等を第三者に転貸または転売してはならない。

（その他）

第8条 甲及び乙は、この契約を誠実に履行し、契約に定めのない事項並びに疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ誠意をもって解決する。

上記契約の証として本書2通を作成し、甲、乙署名捺印のうえ各自1通を保管する。

年 月 日

(甲) 住所

氏名

㊞

(乙) 住所

氏名

㊞